

第 1 回 那珂川市農業委員会会議録

令和6年4月9日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第1回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
- 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
- 第3号 農農用地利用集積計画の利用権設定について（3件）
- 第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

【報告】

第1号専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

第2号専決処分について

非農地証明の訂正について

【その他】

- ① 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ② 会議録作成業務委託に伴う速記者の設置について

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子	1番 佐伯 隆嘉	2番 高橋 堅
3番 山崎 美代子	4番 白水 正彦	5番 内野 学
6番 上野 信之	7番 佐伯 久典	

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳	2番 添田 英一	3番 八尋 博基
4番 真鍋 利明	5番 重松 栄作	

<欠席委員 >

なし

<事務局>

事務局長 浅香 大士
係長 真鍋 翔輝

書記 手嶋 雄美子	
開会（午前9時30分）	
事務局	皆さんおはようございます。少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。それでは、会長、よろしくお願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。 ただいまから、令和6年度第1回那珂川市農業委員会総会を開会します。では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行ないます。2番、高橋堅委員と、3番、山崎美代子委員を指名します。よろしくお願いいたします。 では、議案に入ります。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。 議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。3ページですが、所有農地が1,288平米ございます。議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。申請理由については、自宅から通える近場の小さな農地を探していたところ、手頃な土地が売りに出ていたので、果樹等の栽培をしたく購入することになったとのことです。作付計画は、柿などの果樹で、基本は自家消費ですが一部、息子が経営する飲食店で利用予定となっています。農作業に従事する世帯員等は、本人の他に妻と長男の3名です。8ページをお願いします。農機具は、耕運機を所有しており、付近の自己所有の林地に置くとのことです。通作方法等は、通作距離が11キロで、所要時間は約25分、交通手段は軽自動車となっております。農業経験は、佐賀県の実家近くの農地で、稲や麦作の手伝いや、露地野菜の栽培をされていて、現在も、佐賀の方の農地で、野菜の栽培は続けられているとのことです。また、福岡市の講習会参加などで果樹栽培の知識取得をされているとのことです。9ページは登記事項証明書です。こちらの権利部の下部に、平成27年2月25日付けで、条

		<p>件付所有権移転仮登記と記載があり、権利者として、譲受人の氏名が記載されています。条件が農地法第3条の許可となっておりますが、これ以降、農地法第3条の許可申請をされないままとなっております、今回申請に至っております。10ページに字図、11ページが通作図になります。</p> <p>資料編1ページをお願いします。今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議	長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推 進 委 員		<p>先週4日に対象農地を確認してまいりました。対象農地は、護岸にありましたが、大雨が降った直後でしたが、大きな増水もしておらず問題ありませんでした。果樹の苗木が植えてあり、申請書の通り農業経験がしっかりあることから、更に周辺の土地も取得してあります。そのため、大きな問題はないかと思えます。以上です。</p>
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により、議案第1号番号は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>議案第2号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書の13ページをお願いします。資料編は3ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が住宅建築、理由の詳細は、自己用住宅の建築となっています。(3)利用期間は許可後から永年となっています。契約の内容は、所有権の移転です。議案書14ページが土地の登記事項証明書、15ページが字図、16ページが位置図になります。17ページが資金計画</p>

	<p>書、18ページが融資の事前審査の写しになります。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の3ページをご覧ください。申請地を中心とした500メートル以内に、小学校と幼稚園があります。それから、申請地の北西側に接している道路に、上下水管が埋設されております。上下水管、ガス管のうち2つ以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設または公益施設が存在する場合、第3種農地に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。第3種農地は原則許可をする農地区分になりますので、代替地の検討は不要になります。</p> <p>議案書に戻りまして、19ページが水利関係承諾書です。20ページが農地転用事前協議の回答で、意見欄に、砂防指定地の可能性があるため、事前に県土整備事務所へ確認することと記載がありますが、申請者が県土整備事務所へ、砂防指定地には該当しないことを確認されたたこのことです。21ページが文化財確認願いについての回答、22ページから24ページが各種図面になります。説明は以上になります。</p>
議 長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	3月13日に現地を確認いたしました。〇〇地区としては、子どもの減少が課題でして、お子さんがいらっしゃる世帯の移住は奨励しておりますし、問題ないと思っております。
議 長	ありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。
農 業 委 員	すいません。
議 長	はいどうぞ
農 業 委 員	申請地の図面で15ページで両隣が〇番と〇番は申請者と同じ名義になっていますが、こちらはもう既に譲り受けですということでしょうか。
事 務 局	字図上の名前は、現在の所有者、譲渡人のお名前になります。分筆をされて、真ん中の分のみ今回申請されて、譲受人へ売るということです。ただ、分筆をされていますので、残りの2区画についても売買する意向はあるのではない

		かと思えます。
議	長	他に何か質問等ないでしょうか。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第2号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事	務	議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 議案書の26ページをお願いします。資料編は4ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。 3 転用計画は、(1)転用の目的が戸建住宅建築、理由の詳細は、戸建て住宅建築のためとなっています。(3)利用期間は許可後から永年となっています。契約の内容は、所有権の移転です。議案書27ページが土地の登記事項証明書、28ページ29ページが字図、30ページが位置図になります。31ページが資金計画書、32ページが融資の事前審査結果の写しになります。 続きまして、農地区分について説明します。資料編の4ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり、約0.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。議案書の33ページをお願いします。第2種農地ですので代替地検討表を添付しています。代替地のうち、不採用の土地については、立地条件や施設規模の不適などを理由に不採用と判断し、申請地を採用としております。35ページが水利係承諾書、36ページが農地転用事前協議の回答、37ページが文化財確認願いについての回答、38ページから40ページが各種図面になります。説明は以上になります。

議	長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員		<p>2月23日に現場立会をしまして、前面道路それから、前面道路に面している両サイド北側、南側には既に家が建っております。南側の〇〇番については既に家が建っております、境界区域も引いてありますが、若干のずれが生じたということでもありますけれども、その辺りは、当事者同士で話し合いを持たれて、既に解決済みということです。</p> <p>こちらもそれで了解しております。上下水道も入っております、排水についても問題ないということで、承諾しております。今は畑になっておまして、隣の北側の方に〇〇番については、進入道路ですけれども一番北側の実家等もありまして、親族の方たちも家と建設する計画ということで問題ないんじゃないかと思えます。以上です。</p>
議	長	質疑のある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により議案第2号番号2は、許可することに決定しました。</p> <p>議案第3号番号1から3農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>議案第3号番号1から3農用地利用集積計画の利用権設定についてご説明いたします。議案書の41ページから46ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は5ページから7ページをご確認ください。新規設定が3件になりますが、うち番号1と番号2は、4月1日更新予定分の提出遅れによる新規扱いになっておりますので、実際のところは更新、再設定になっております。</p> <p>詳細につきましては、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。</p>
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により、議案第3号は承認されました。</p> <p>次に、議案第4号番号1 令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号番号1 令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明いたします。議案書は、48ページになります。農林水産省通知に基づきまして、毎年度、最適化活動の目標設定をする必要がありますので、令和6年度の目標の案を説明させていただきます。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
推進委員	はい。
議長	どうぞ。
推進委員	49ページの1番の最適化活動の目標ですが、今年度で7.8パーセント増やすという説明だったのでしょうか。②の集積率の目標です。
事務局	7.76パーセントずつあげる計画ということです。
推進委員	具体的にどのような考え方で上げていこうと考えているのか、お尋ねしたい。
事務局	数字の設定、算定の方法についてでしょうか。
推進委員	目標を設定した算定方法とそれを具体化しようとするための方策といいますか。その辺があったら、聞かせていただきたい。
事務局	<p>まず、国として目指している80パーセント、そこに向かって、毎年度上げていく目標を作る必要があります。</p> <p>現状は17.9パーセントですので、それを各年度でどれだけ上げていかないといけないかということ計算して、7.76パーセントずつ上げるということで算出はしております。</p> <p>ただ、国が示している80パーセントの集積は、現状とかなり乖離していますので、現実的でないということは事務局としましても思うところであるんですけども、集積率、担い手に集積をしていくことで、今、地域計画などでも担い手の方へ集約していく目標地図を策定しているところですので。そういった方法で認定農業者の方であるとか地域計画の担い手に農地を少しでも集約していくというところ</p>

	で、目標に向かって少しずつではあると思うんですが、目指していかなければいけないと考えております。
推 進 委 員	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>お尋ねしたのは、先日、近郊の農業者の方の所に研修に行ったのですが、こういう政策を実現するために、やはり自治体としての独自の支援策が具体的に示されていたというのを説明を受けてですね、目標は目標でこういう形ですとというのは理解できたんですが、それを実際に後継者、特に若い人たちに実現するための、動機付けといいますかやってみようということで、目を向けてもらうためには、目標を達成するための支援策というものを、もう少し、具体的に考えていく必要があるんじゃないのかなと思いましたので質問をさせて頂きました。</p>
議 長	そういったところはいかがでしょうか。具体的な支援策は。
事 務 局	今、おっしゃられたような独自の支援策については、那珂川市では現状実施できていないというところがございます。今、委員の方からお話しいただいた支援策につきましては、実際に実施されているところから情報収集から初めていきながら、今後どのように進めていくかを検討させていただければと考えております。
議 長	<p>それでは、よろしく願いいたします。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。</p>
農 業 委 員	よろしいでしょうか。
議 長	はいどうぞ。
農 業 委 員	今の独自の支援策を具体的に出していただけないでしょうか。そうしないと、若い人で農業をやろうという方が少なくなると思いますので。やはり、ひとりでも多くなるように。よろしく願いします。
議 長	<p>よろしく願いします。</p> <p>他に何かないでしょうか。</p>
農 業 委 員	よろしいでしょうか。
議 長	はいどうぞ。
農 業 委 員	48ページの農業者について、40代以下が22人になっていますけれども、30代、20代以下の人数は分かるんでしょう

	か。
事務局	<p>農林業センサス調査結果から記載をしております、40代以下と記載があるんですけども、農林業センサスの結果を見れば、何人というのはわかります。現在手元にその資料を持ち合わせておりませんので、今お答えができませんが、農林業センサスの結果については公表されており、お見せすることができます。</p>
農業委員	<p>はい、分かりました。</p> <p>それで、50ページですが新規参入の促進で、若い人は、大体30代以下になったら、1人ぐらいだと思っているので、新規参入も50ページの新規参入の促進なんですけれども、紹介可能な農地が少ないということになると、どうやって活性化していくのかなど。今いる農業者の僕は下の方なんですけれども、上の世代の人たちに農地を集約していったその後はどうするのかなど。今、新規参入を施すのか、それともほとんどが今やっている人の子供たちはいないので、その後、誰が維持していくのかというのが、今、集積、集めてやっていくのも大事だし、その後の後継は誰がするのかというの、ちょっと疑問になっているんです。</p> <p>今、10年後、次、20年後の目標もある程度作っておかないと、10年後、30代が40代、40代が50代となるので、20年後なんて40代が60代になるので、国の集積目標80パーセントと同時に、次の次ぎはどうするのかを検討していかなくてはいけないと思います。</p> <p>新規参入があった時は、具体的にどうするんでしょうか。紹介する農地が無いのであれば、問い合わせがあった時は、全部断り続けるという方針で那珂川市は行くということでしょうか。</p>
事務局	<p>新規参入の相談を受ける段階で、所有農地がない方、若しくは当てがない方について、農地を紹介する制度をやっているんですけども、実際、貸したい、売りたいとかで上がってくる農地は、やはり引き受け手がない中山間地域を中心とした農地になっておりますので、新規参入がしづらいような鳥獣害が多い地域であったり、棚田で利用効率が良くないような農地になっていきます。農地一覧に載っ</p>

	<p>ている農地を見て、そこでもよいという方であれば、当然そちらで就農されるんですが、そうでない方は、農地の幹旋については、そこまでしかできませんので、ご自身で見つけてくださいというような形になります。農地に関してはですね。</p>
農 業 委 員	<p>他の農地以外で新規参入したいという方への幹旋方法とかは今やっている農家に研修とかさせるとか、そういうのはやっていくとかないんでしょうか。</p>
事 務 局	<p>例えば農業法人や農家さんの元で就職したいという方もいらっしゃいます。そういった方は、県の方にマッチングセンターがありますので、そちらをご紹介して、今、募集している法人等ありますので、そこで紹介していただいて、就農につなげるということはやっております。</p>
農 業 委 員	<p>うちとかは福岡市から働きたいという人が結構来るんですけどもそれを雇うなら給料面で、研修したいという方が、来るんですよ。そういう人が、研修だったらボランティアなので、でも生活があるのでちゃんと給料を払ってあげたい。補助金があれば、こちらで就農してということが出来るんじゃないのかな。農地が無いから断るだけでは、那珂川市の農業というのが、続かないんじゃないのかなと思って。皆子供とか孫が継ぐことはほとんどないので、やる気がある人を見定めて育成、定着する方法も検討する必要があるのではないのかなと思うんですが。</p>
農 業 委 員	<p>はい。よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
農 業 委 員	<p>2、3年前になるかと思うんですが、県の方の農林担当のから、市に対してそういった就農したいという人に対して、援助して設定するみたいな情報があっていたんですよ。</p> <p>だから、そういったことを利用してといいますか、情報発信して、市も取り入れて、もっと発信していきますと今、おっしゃったみたいに希望する人はいらっしゃるんですよ。そこに給料といいますか、そうした支援も入っていたんですよ。私も詳細に確認した訳ではないので、あまり詳しくないんですが、そういう情報もあるので、もう少し、県の方とかから、情報を取り入れていただいて、</p>

		発信していただいたらいいのかな、一つの策かなと思います。
議	長	はい。ありがとうございます。 今の件は、県との兼ね合いもあるますので、よろしくお 願いします。 他に質疑等ないでしょうか。
		(質疑なし)
議	長	他に質疑がないようですので、採決を行います。 賛成の委員は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第4号番号1は承認されました。 次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決 事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告 をお願いします。
事	務	局長
		報告第1号番号1専決処分について農地法第18条第6項の規 定による通知書について説明します。 議案書の52ページをお願いします。賃貸借の合意解約の 通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農 地は議案書記載のとおりです。令和6年2月14日に合意解約 が成立し、同日引き渡しとなっています。53ページに、解 約書を添付しております。 報告第2号番号1専決処分について非農地証明の訂正につ いて説明します。議案書の55ページをお願いします。こち らは2月の総会で承認された非農地証明について、願出人の 過誤がありましたので訂正をして証明願を再提出されまし た。前回、登記簿上の所有者名で願出をされておりました が、所有者はすでに亡くなっておりまして、その場合は願 出人にはなり得ませんので、今回、相続をされる方の名前 で再度提出がありました。内容としてはすでに2月総会にて 非農地の承認を頂いておりますので、専決処分にて交付を 行っております。 報告については以上です。
議	長	報告について、質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)

議 長	では、その他について、事務局より説明をお願いします。 す。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	少しでも記録簿の記載にご協力をお願いします。 これで本日の総会を閉会します。 次回は5月13日（月）9時30分からです。お疲れ様でした。
	10時35分 閉会